

許可条件（誓約）

- 1 使用者は、当施設の使用許可の目的以外の用途に使用したり、その権利を他人に譲渡、転貸又は担保に供したりしてはならない。もし、違反した場合は使用許可を取り消すものとする。
- 2 当施設での車両の滅失又は損傷、盗難等については、管理者は一切補償しない。なお、自動車保管場所使用承諾証明書についても発行しない。
- 3 使用者は、使用場所を善良な管理に基づき使用しなければならない。もし、第三者に損害を与え、また第三者と紛争が生じたときは、使用者の責任においてその損害を賠償し、または紛争を解決しなければならない。
- 4 使用料は、毎月別に発する納入通知書により指定する期日までに指定金融機関に納入しなければならない。
- 5 次の各号の一に該当するときは、いつでも当施設の使用を廃止し、又は使用を取消し、その使用を制限し、若しくはその使用場所を変更することがある。そのときの一切の費用は使用者自己負担で、直ちに応ずるものとする。
 - (1) 許可申請に不正があったとき。
 - (2) 指定の期間内に使用料を納付しないとき。
 - (3) 那覇港管理組合港湾施設管理条例及び同条例施行規則又はこの条件に違反したとき。
 - (4) 港湾管理上支障があると認められるとき。
 - (5) 公益上その他管理者が必要と認めるとき。
- 6 駐車場を使用するときは、駐車場許可証を車外から確認できる箇所（ダッシュボードの上など）に提示すること。
- 7 駐車場許可証をコピーして使用することを禁ずる。
- 8 使用の許可を受けた者は、許可事項の変更、住所の変更および返還等が生じた場合は、直ちに、その旨を届けて、管理者の承認を受けること。

上記の許可条件を確認のうえ、厳守することを誓約します。

令和 年 月 日

住 所

申請者

氏 名

㊞

勤務先